

京都市告示第 7 8 1 号

京都市都市計画関係手数料条例に規定する、市長が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 0 条第 1 項に規定する建築物省エネルギー消費性能基準への適合の状況を容易に審査又は検査することができると認める用途は、次のように定めます。

令和 7 年 3 月 2 7 日

京都市長 松 井 孝 治

危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するもの。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)